

男女共同参画社会の実現をめざして

本市は、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく市民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を推進しています。

平成6（1994）年には「北本市男女行動計画」を策定し、これまで四次にわたり見直しを重ねてまいりました。その間、平成18（2006）年7月には「北本市男女共同参画推進条例」を制定し、同年11月には「北本市男女共同参画都市宣言」を行い、総合的かつ計画的に施策に取り組んでまいりました。

近年、社会においては少子高齢化や労働力人口の減少、核家族の増加など、さまざまな構造の変化がさらに進行しています。それに伴い、女性の活躍促進やワーク・ライフ・バランスの推進などに関する環境整備が求められており、男女共同参画や多様性を尊重する社会の重要性がますます高まっています。また、平成27（2015）年に国連サミットにおいて掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）では、ゴールの一つとして「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

このような中、「第五次北本市男女行動計画」の計画期間が令和4年度で終了することから、「第六次北本市男女行動計画」を策定しました。また、本計画には「北本市女性活躍推進計画」と「北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を一体的に位置付けています。

男女共同参画社会の実現には、市をはじめ、市民、地域、団体、事業者の皆様がそれぞれの役割を認識し、互いに協働、連携して主体的に取り組む必要があります。今後は、本計画に基づき取組を進めてまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見を賜りました北本市男女共同参画審議会委員の皆様、「北本市男女共同参画に関する意識・実態調査」に御協力くださいました皆様、貴重な御提言をくださいました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



令和5年3月

北本市長 三宮 幸雄

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の背景	2
(1) 国際的な動き	2
(2) 国の動き	4
(3) 埼玉県の動き	5
(4) 北本市の動き	5
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	7

第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1. 統計からみる本市の現状	8
(1) 人口・世帯数の動向	8
(2) 少子高齢化の進行	10
(3) 就業の状況	12
(4) 本市の審議会等の委員における女性の割合	14
2. 男女共同参画に関する意識の状況	15
(1) 調査概要	15
(2) 市民意識・実態調査	16
(3) 事業所アンケート調査	26
3. 第五次計画の評価	28
(1) 取組の推進状況と数値目標の達成状況	28
4. 課題のまとめ	33

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標	35
(1) 基本理念	35
(2) 基本目標	36
2. 施策の体系	38
3. 数値目標	39

第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の実現と多様性の尊重に向けた意識づくり	41
1－1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識の醸成	41
1－2 多様性の尊重の推進	45
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり	47
2－1 政策・意思決定の場における女性の活躍促進	47
2－2 ワーク・ライフ・バランスの実現	49
2－3 女性のチャレンジ支援	54
基本目標3 あらゆる暴力の根絶	57
3－1 暴力根絶のための意識啓発	57
3－2 相談体制の充実	60
3－3 暴力被害者の保護・支援	63
基本目標4 安心・安全に暮らせる環境づくり	66
4－1 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	66
4－2 健康で安心して暮らせる環境整備	69
基本目標5 男女共同参画の推進体制の強化	73
5－1 計画の総合的な推進体制の充実	73
資料編	76
1. 策定経過	76
2. 北本市男女共同参画審議会規則	78
3. 諒問・答申	82
4. 北本市男女共同参画推進委員会設置規定	87
5. 北本市男女共同参画都市宣言	89
6. 関係法令	90
7. 用語解説	123

